

C. 研究結果

統計解析の結果、①生涯の保険料納付総額と年金受給総額のばらつきは大きく、老後の所得保障について議論する際、いわゆるモデル年金だけでは議論することには無理があること、②現役時代は年齢が高くなるほど所得格差が広がったが年金受給時には縮小する見込みであること、③民間企業の正社員の給与所得の相対順位はかなり変動していたこと、④国民年金の納付行動は固定的ではなく変動していたこと、⑤年金加入区分は男子の初婚行動に影響を与えていなかったこと、⑥結婚や出産によって女子の就業継続が大きく阻害されていたが、とりわけ第1子出産の影響が大きかったことなど、一般的に知られている個々人の経済行動だけでなく、1950年代生まれ特有の傾向も明らかとなった。

D. 考察

ねんきん定期便から得られる行政データは、長期にわたる正確な記録であり、これと併せて、確実に記憶していると考えられる結婚・出産・両親との同居などのライフイベント等を調査することによって、たとえば、1950年代生まれの若い頃の行動分析が可能になることが明らかになった。この調査から得られたデータは、パネル調査が行われていなかつた時代のものであり、今後こうした行政データを組み合わせた統計調査は、個票データが十分に蓄積されていなかつた時代の様々な経済分析への応用が可能であると考えられる。

E. 結論

本研究では、世代間の格差だけでなく、同一世代内でも大きな格差があることが明らかになった。また、その格差は必ずしも固定的ではなく、生涯を通

じて変動していることが明らかになった。今後、年金制度をはじめとする社会保障の問題を考える場合、世代間の問題だけでなく、同一世代内の格差についても十分に留意した分析が必要であり、とりわけ個票データに基づいた分析は、マイクロシミュレーションモデルを用いた将来推計も含めて、社会政策の企画立案に重要であると考えられる。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1.論文発表

橋垣誠一「1950年代生まれの所得格差と就業行動—ねんきん定期便の加入履歴等に関するインターネット調査の概要と分析—」一橋大学経済研究所世代間問題研究機構ディスカッションペーパー495号、2010年12月。

2.学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1.特許取得

なし

2.実用新案登録

なし

3.その他

なし

1950 年代生まれの所得格差と就業行動 —ねんきん定期便の加入履歴等に関するインターネット調査の概要と分析—

稻垣 誠一

(一橋大学 経済研究所)

要旨

ねんきん定期便は情報の宝庫である。働き始めてから現在に至るまでの年金加入履歴や賃金、保険料の納付履歴が正確に記録されている。また、年金の受給見込額や保険料納付額も記載されている。これらの行政データと、確実に記憶していると考えられる結婚・出産・両親との同居などのライフイベント等に関するインターネット調査を実施することにより、超長期にわたる正確なパネルデータを作成した。本稿は、この調査の概要をまとめるとともに、1950 年代生まれに焦点を絞って、所得格差や就業行動などについて詳細な分析をしたものである。分析の結果、①生涯の保険料納付総額と年金受給総額のばらつきは大きく、老後の所得保障について議論する際、いわゆるモデル年金だけで議論することには無理があること、②現役時代は年齢が高くなるほど所得格差が広がったが年金受給時には縮小する見込みであること、③民間企業の正社員の給与所得の相対順位はかなり変動していたこと、④国民年金の納付行動は固定的ではなく変動していたこと、⑤年金加入区分は男子の初婚行動に影響を与えていなかったこと、⑥結婚や出産によって女子の就業継続が大きく阻害されていたが、とりわけ第 1 子出産の影響が大きかったことなど、一般的に知られている個々人の経済行動だけでなく、1950 年代生まれ特有の傾向も明らかとなった。

1. はじめに

わが国の公的年金制度は、全国民共通の基礎年金（国民年金）の上に、被用者を対象とした報酬比例の厚生年金や共済組合、個々の企業が独自に実施している企業年金から構成される三層構造の仕組みとなっている。また、日本に住所のある 20 歳以上 60 歳未満の者はすべて国民年金の加入の義務があり、就業状態や配偶関係等により、第 1 号被保険者、第 2 号被保険者及び第 3 号被保険者に分けられている。

第 2 号被保険者は、厚生年金や共済組合に加入しているいわゆる正社員であり、被保険者数は約 3900 万人である。これらの人たちの保険料は、賃金に比例した保険料で労使折半となっており、その支払い手続きは勤め先がすべて実施しており、この保険料には、国民年金の保険料も含まれている。

第 3 号被保険者は、第 2 号被保険者に扶養されている配偶者であり、被保険者数は約 1000 万人であ

る。正社員の妻で専業主婦などが主にこの区分に該当している。これらの人たちは、保険料を支払う必要はなく、扶養している配偶者の加入している厚生年金や共済組合がその費用を負担している。なお、扶養されているかどうかの基準は、年収 130 万円未満であり、パート勤めなどで年収がこれを上回っている場合には、第 3 号被保険者に該当しない。

第 1 号被保険者は、第 2 号被保険者でも第 3 号被保険者でもないすべての人で、被保険者数は約 2000 万人である。自営業者や農業者のほか、正社員でない勤め人や無業の者などが含まれている。これらの人たちは、自ら加入の手続きをし、定額の保険料（平成 22 年 4 月現在で月額 15,100 円）を自分で支払う必要がある。また、所得の低い人や学生には、免除制度や納付猶予制度の仕組みがあり、申請によって、保険料の全部または一部が免除されたり、納付が猶予されたりする。ただし、保険料の未納も多く、免除制度や納付猶予制度の対象者を除いた者のうち、約 40% が未納（平成 21 年度分保険料）となっている。

これらの年金制度の加入記録や保険料納付記録は、日本年金機構（旧社会保険庁）が管理しているが、すべての加入者に送付される「ねんきん定期便」¹により、個々人がこれらの記録を容易に確認することができる仕組みとなっている。この「ねんきん定期便」は、年金制度の加入記録を通知し、誤り等がないか確認してもらうためのものであるが、勤め人には就職してから現在までの就業履歴や賃金の履歴、第 1 号被保険者には保険料の納付記録がすべて記載されているだけでなく、これまでに納付した保険料の総額や公的年金の受給見込額²が記載されており、自分自身の人生の記録を正確に確認するだけでなく、今後の人生設計にも役立つ内容となっている。

昨今の計量経済学の分野では、ミクロデータを使った実証分析が広く行われており、そのための調査が政府機関だけでなく、拠点大学や民間の研究所などでも盛んに行われている。とりわけ、同一の者を毎年追跡調査するパネル調査は、ミクロレベルでの変動をとらえるなど経済分析にとって重要な価値があるが、時間的・金銭的なコストが大きいことや調査結果データの欠落が生じやすいという欠点が指摘されている。

そこで、本研究では、「ねんきん定期便」の情報を活用し、確実に記憶していると考えられる人生の重要なイベント（結婚、離別・死別、出産、親との同居、学歴）を合わせて調査することにより、このパネルデータを短期間に、安価に、かつ正確に入手することを試みた。具体的には、インターネット調査の手法により、まず、「ねんきん定期便」を保管している者を選別し、次いで、年金の加入履歴や標準報酬の履歴、保険料の納付総額や年金受給見込額等を転記してもらい、ライフイベントの発生時期や現在の個々人のプロフィールを調査する方法を採用した。スクリーニング調査では、「ねんきん定期便」を保

¹ 「ねんきん定期便」は、平成 21 年 4 月より、誕生月に年金加入者に送付されている。なお、共済組合の加入期間については、「ねんきん定期便」に記載されていない。

² 50 歳以上の者については、現在加入している制度の年金記録等を 60 歳まで延長して算定した年金受給見込額が、50 歳未満の者については、これまでの加入実績に見合う年金額が通知されている。

管しているかどうかを調査したが、64.7%の者が保管していると答えており、サンプルの確保に問題が生じることはなかった。また、このことは、多くの国民が「ねんきん定期便」を重要な通知として認識していることの証左と考えることができる。

インターネット調査では、モニターに事前に登録している者だけが対象となり、そのうち早く回答した者が調査客体になるなど、そのために回答にバイアスが生じる恐れがあること、また、不誠実な回答が多くみられるなどの恐れがあることなどが指摘されている。本調査では、インターネット調査のモニターに事前登録している者だけでなく、「ねんきん定期便」を保管していることが条件となっており、どちらかといえば、年金制度に対して意識が高い者が対象となっている可能性がある。この点については、調査結果を分析する上で留意を要する点と考えられる。サンプルの属性分布については後述するが、高学歴が多いことや保険料の納付状況が良好であるなどの特徴がみられる。

一方、不誠実な回答については、調査時点でのウェブ上でのチェックや回収後の関連チェックなどによって、ほとんど排除できたものと考えている。これは、各年度の加入記録や標準報酬の履歴と同時に、加入期間の合計、保険料の納付総額を同時に転記してもらっているため、精度の高い関連チェックができるためである。さらに、標準報酬は、年度ごとに上下限のある離散値であり、転記の際にいい加減な数値の入力を排除することができるからである。また、保険料の納付総額と年金の受給見込額には一定の相関関係があり、この関係を利用することによって、入力ミスによる異常値を排除することもできたと考えている。

すなわち、本調査では、行政記録を活用していることから、就職時点から現在まで数十年に及ぶ賃金の履歴、公的年金の加入種別の履歴³が正確に調査されているという他のパネル調査にはない特徴を有している。さらに、人生の重要なライフイベントの発生時期、現在の家族構成や年収・貯蓄、年金の受給見込額、今後の保険料の納付意欲や就業継続意欲などを合わせて調査していることから、これらの経済学的な分析に十分に活用することができると考えられる。

本稿では、まず、第2章において、調査の概要を示すとともに、調査客体に関する基本的な集計を行い、他の調査と比較することなどによって、調査客体の特徴を明らかにする。次に、第3章では、50歳以上のサンプルを分析対象とし、長期にわたるパネルデータの特徴を生かした分析結果を紹介する。第4章では、結びにかけて、今回の調査結果を利用するまでの留意点や改善方法、また、行政データを利用した調査・分析の可能性について述べることとする。

³ 少なくとも、正社員であったかそうでなかつたか、被扶養配偶者であったかどうかについては把握できる。

2. 調査の概要と基本的な集計結果

2.1. 「ねんきん定期便の加入履歴等に関するインターネット調査⁴」の概要

2.1.1. 調査の目的

本調査は、公的年金の加入履歴や国民年金の納付行動について調査を行い、個々人の納付行動・就業行動を分析することによって、マイクロシミュレーションモデルの遷移確率の作成のための基礎資料を得ることを目的とする。

2.1.2. 調査の対象及び客体

「ねんきん定期便」が送付される全国の公的年金の加入者（共済組合の加入者を除く）を対象とし、インターネット調査のモニターとして登録している者のうち、「ねんきん定期便」（すべての加入記録が記載されているもの⁵に限る）を保管している者を 2000 人程度（男女それぞれ、20 歳代 170 人、30 歳代 170 人、40 歳代 170 人、50 歳代 490 人を割りつける）を調査客体とした。

表 1 は、性別・年齢階級別の回収件数と有効回答数である。無効とした回答は、主として、①転記された年金加入期間と各年度 4 月の加入記録から推計した加入期間が著しく乖離しているもの、②これまでの国民年金保険料納付額と各年度 4 月の納付記録から推計した保険料納付額が著しくかい離しているもの、③第 3 号被保険者や段階免除など施行前にそれらの記録があるもの、④標準報酬の記録が当該年度の上下限の範囲外となっているものなどである。有効回答率は 84.7% であり、性別・年齢別に、大きな無効回答の偏りは見られなかった。

⁴ 本調査は「年金保険料の納付行動及び就業行動に関する調査」としてインターネット調査を行ったが、本稿では、調査内容をより分かりやすく表現するため、「ねんきん定期便の加入履歴等に関するインターネット調査」としている。

⁵ 加入記録等すべてが記載された詳細版（共済組合の加入記録を除く）は、35 歳、45 歳、58 歳の節目年齢の者のみに送付され、その他の年齢の者には直近 1 年の加入記録等を記載した簡易版が送付される。ただし、平成 21 年度の第 1 回の「ねんきん定期便」は、すべての加入者に詳細版が送付されている。したがって、本調査の各項目は、平成 21 年度に送付された「ねんきん定期便」（詳細版）（ただし、4~7 月生まれの者で、節目年齢の者については平成 22 年度に送付された「ねんきん定期便」）から、過去の加入履歴等が転記されたものである。

表 1 性別・年齢階級別 回収件数・有効回答数

	回収件数			有効回答数			有効回答率(%)		
	合計	男子	女子	合計	男子	女子	合計	男子	女子
合計	2,071	1,035	1,036	1,754	901	853	84.7	87.1	82.3
20 - 24	79	40	39	71	35	36	89.9	87.5	92.3
25 - 29	278	138	140	254	124	130	91.4	89.9	92.9
30 - 34	155	69	86	132	61	71	85.2	88.4	82.6
35 - 39	206	113	93	164	87	77	79.6	77.0	82.8
40 - 44	191	83	108	158	68	90	82.7	81.9	83.3
45 - 49	197	113	84	158	96	62	80.2	85.0	73.8
50 - 54	537	254	283	452	221	231	84.2	87.0	81.6
55 - 59	428	225	203	365	209	156	85.3	92.9	76.8

(出所) 筆者集計

2.1.3. 調査の期日

平成 22 年 7 月 29 日（木）から 8 月 1 日（日）まで

2.1.4. 調査項目

(1) 「ねんきん定期便」からの転記項目

- ① 加入記録の時点
- ② これまでの年金加入期間（第 1 号、第 3 号、国民年金計、厚生年金、船員保険、加入期間合計）
- ③ 50 歳未満は、これまでの加入実績に応じた年金額（老齢基礎年金、老齢厚生年金、合計額）
- ④ 50 歳以上は、老齢年金の見込額（老齢基礎年金、老齢厚生年金（報酬比例と定額部分の別）、合計額）
- ⑤ これまでの保険料納付額（国民年金（第 1 号被保険者期間分）、厚生年金保険（本人負担分）、合計額）
- ⑥ 国民年金被保険者期間における未納月数
- ⑦ 厚生年金保険の各年度の 4 月の標準報酬
- ⑧ 国民年金保険料の各年度の 4 月の納付状況（納付済み、未納、全免など 13 区分）

(2) 通常調査項目

- ① 性別、生年月、最終学歴、現在の就業状態、年間収入
- ② 世帯人員、同居家族の続柄、世帯の年間収入、貯蓄
- ③ 配偶関係、結婚した年齢、離別・死別した年齢
- ④ 子どもの人数（別居を含む）、第 1 子の年齢、末子の年齢
- ⑤ 配偶者の年齢、最終学歴、現在の就業状態、年間収入（有配偶の場合）
- ⑥ 結婚時に両親と同居していたかどうか（未婚以外）

- ⑦ 結婚時に両親と別居でその後同居したかどうか、その理由と時期（有配偶の場合）
- (3) 今後の就業継続・保険料納付に関する意識
- ① 正社員としての退職年齢（第2号被保険者）
 - ② パート・嘱託などとしての継続就業に関する意識（第2号被保険者）
 - ③ 国民年金保険料についての納付の意思（第1号被保険者）

2.2. 基本的な集計結果からみた本調査のサンプルの特徴

表2は、性別・配偶関係別のサンプル数（有効回答数。以下同じ。）である。これを平成17年国勢調査の結果（表3）と比較すると、大きな差は見られず、配偶関係別の分布に大きな偏りは見られない。

表2 性別・配偶関係別 サンプル数

	20-49歳					50-59歳				
	合計	男子		女子		合計	男子		女子	
合計	938	472	100.0%	466	100.0%	817	430	100.0%	387	100.0%
有配偶	511	213	45.1%	298	63.9%	657	342	79.5%	315	81.4%
未婚	387	242	51.3%	145	31.1%	88	59	13.7%	29	7.5%
離別	38	17	3.6%	21	4.5%	55	27	6.3%	28	7.2%
死別	2	0	0.0%	2	0.4%	17	2	0.5%	15	3.9%

(出所) 筆者集計

表3 性別・配偶関係別 人口（単位：万人）

	20-49歳					50-59歳				
	合計	男子		女子		合計	男子		女子	
合計	4,935	2,484	100.0%	2,450	100.0%	1,874	925	100.0%	948	100.0%
有配偶	2,671	1,240	49.9%	1,431	58.4%	1,514	747	80.7%	768	80.9%
未婚	2,045	1,171	47.1%	874	35.7%	165	111	12.0%	54	5.7%
離別	200	70	2.8%	131	5.3%	130	53	5.7%	77	8.2%
死別	19	4	0.2%	15	0.6%	64	14	1.5%	50	5.2%

(注) 配偶関係不詳を除く。

(出所) 平成17年国勢調査（総務省）

表4は、性別・最終学歴別のサンプル数である。これを平成19年就業構造基本調査（表5）と比較すると、本調査のサンプルでは、高学歴が多くなっていることがわかる。たとえば、50-59歳の男子で大学卒以上の比率をみると、本調査では63.1%であることに対して、全国調査では30.4%にとどまっている。このような傾向は、女子や20-49歳の年齢層でも同様であり、本調査では高学歴に著しく偏っている。

たサンプルの構成になっていることに留意が必要である。

表 4 性別・最終学歴別 サンプル数

	20-49歳					50-59歳				
	合計	男子		女子		合計	男子		女子	
合計	938	472	100.0%	466	100.0%	817	430	100.0%	387	100.0%
中学	13	6	1.3%	7	1.5%	12	6	1.4%	6	1.6%
高校	226	95	20.1%	131	28.1%	255	107	24.9%	148	38.2%
専門学校	110	46	9.7%	64	13.7%	59	28	6.5%	31	8.0%
短大高専	98	14	3.0%	84	18.0%	111	19	4.4%	92	23.8%
大学	419	255	54.0%	164	35.2%	352	245	57.0%	107	27.6%
大学院	72	56	11.9%	16	3.4%	28	25	5.8%	3	0.8%

(出所) 筆者集計

表 5 性別・最終学歴別 人口(単位:万人)

	20-49歳					50-59歳				
	合計	男子		女子		合計	男子		女子	
合計	4,603	2,305	100.0%	2,298	100.0%	1,799	895	100.0%	904	100.0%
中学	247	151	6.6%	96	4.2%	253	135	15.1%	119	13.1%
高校	1,840	937	40.6%	904	39.3%	899	413	46.2%	486	53.7%
専門学校	700	309	13.4%	391	17.0%	141	49	5.4%	93	10.3%
短大高専	564	78	3.4%	486	21.1%	153	26	2.9%	127	14.0%
大学	1,147	745	32.3%	402	17.5%	333	255	28.5%	78	8.6%
大学院	105	85	3.7%	20	0.9%	19	17	1.9%	2	0.2%

(注) 在学中・不詳を除く。

(出所) 平成 19 年就業構造基本調査(総務省)

表 6 は、性別・就業状態別のサンプル数である。これを平成 19 年就業構造基本調査(表 7)と比較すると、本調査のサンプルでは、正社員の割合が低く、求職中・無業の割合が高くなっている。たとえば、50-59 歳の男子で正社員の比率をみると 55.1% であることに対し、就業構造基本調査では 69.6% に上っている。ただし、共済組合の加入者(公務員等、50-59 歳の男子では人口の 10.3%)を調査対象から除外しているため、それほど大きな偏りが生じているわけではない。一方、求職中・無業はサンプルが 16.9% であることに対して就業構造基本調査では 8.3% である。このような傾向は、女子や 20-49 歳の年齢層でも程度の差こそあれ同様であり、本調査では求職中・無業の割合が高くなっていることに留意が必要である。

表 6 性別・就業状態別 サンプル数

	20-49歳					50-59歳				
	合計	男子		女子		合計	男子		女子	
合計	938	472	100.0%	466	100.0%	817	430	100.0%	387	100.0%
自営業主	34	23	4.9%	11	2.4%	78	62	14.4%	16	4.1%
家族従業	15	3	0.6%	12	2.6%	22	5	1.2%	17	4.4%
正社員	403	312	66.1%	91	19.5%	274	237	55.1%	37	9.6%
パート等	209	65	13.8%	144	30.9%	175	53	12.3%	122	31.5%
求職中	102	44	9.3%	58	12.4%	62	35	8.1%	27	7.0%
無業	175	25	5.3%	150	32.2%	206	38	8.8%	168	43.4%

(出所) 筆者集計

表 7 性別・就業状態別 人口(単位:万人)

	20-49歳					50-59歳				
	合計	男子		女子		合計	男子		女子	
合計	4,964	2,509	100.0%	2,455	100.0%	1,847	917	100.0%	930	100.0%
自営業主	193	136	5.4%	57	2.3%	164	123	13.5%	41	4.4%
家族従業	54	18	0.7%	36	1.5%	41	3	0.3%	38	4.1%
正社員	2,590	1,795	71.6%	795	32.4%	871	638	69.6%	233	25.1%
パート等	1,100	295	11.8%	805	32.8%	374	76	8.3%	298	32.0%
求職中	274	100	4.0%	175	7.1%	70	26	2.8%	44	4.8%
無業	752	165	6.6%	587	23.9%	326	50	5.5%	276	29.7%

(出所) 平成 19 年就業構造基本調査(総務省)

表 8 は、性別・年金加入種別別のサンプル数である。これを社会保障審議会事務局年金数理部会で調査したデータ(表 9)と比較すると、サンプルでは第 1 号被保険者の割合が全体的に少なくなっているほか、50-59 歳の女子の年金加入種別別の構成割合が大きく異なっている。とりわけ、第 3 号被保険者の比率は、サンプルでは 53.0%となっていることに対して、実際の比率は 33.6%であり、50-59 歳の女子は第 3 号被保険者にかなり偏っていることがわかる。なお、サンプルには共済組合の加入者が含まれないにもかかわらず、第 2 号被保険者の割合がほぼ同じになっていることから、50-59 歳の女子を除いて、第 1 号被保険者より第 2 号被保険者にやや偏っているものと考えられる。

表 8 性別・年金加入種別別 サンプル数（2008年4月）

	20-49歳					50-59歳				
	合計	男子		女子		合計	男子		女子	
合計	938	472	100.0%	466	100.0%	817	430	100.0%	387	100.0%
第1号	197	110	23.3%	87	18.7%	211	110	25.6%	101	26.1%
第2号	512	321	68.0%	191	41.0%	372	302	70.2%	70	18.1%
第3号	149	3	0.6%	146	31.3%	214	9	2.1%	205	53.0%
非加入	80	38	8.1%	42	9.0%	20	9	2.1%	11	2.8%

(注) 非加入は、ねんきん定期便に記録の記載がないと答えたサンプルである。また、第2号は厚生年金保険の被保険者のみであり、共済組合は含まない。

(出所) 筆者集計

表 9 性別・年金加入種別別 被保険者数（2008年3月、単位：万人）

	20-49歳					50-59歳				
	合計	男子		女子		合計	男子		女子	
合計	4,902	2,482	100.0%	2,419	100.0%	1,756	868	100.0%	889	100.0%
第1号	1,411	745	30.0%	666	27.5%	596	276	31.8%	320	36.0%
第2号	2,733	1,733	69.8%	999	41.3%	856	586	67.5%	270	30.4%
第3号	759	5	0.2%	754	31.2%	304	6	0.6%	299	33.6%

(注) 非加入者数は公表されていない。

(出所) 平成19年度公的年金財政状況報告（社会保障審議会事務局年金数理部会）

本調査のサンプルの特徴は、一般的に学歴が高く、第1号被保険者は少なく、第2号被保険者が多い。また、50-59歳の女子では第3号被保険者の比率が高くなっている。本調査のサンプルは、インターネットのモニターに登録しているという条件のほかに、「ねんきん定期便」を保管しているという条件が加わっている。「ねんきん定期便」を保管している者の割合は、スクリーニング調査によると 64.7% であり、3 分の 2 弱である。サンプルの割り当ては、性別と年齢階級のみによっているため、サンプルにこのような偏りがあるということは、年金に興味があるグループは、第1号保険者より第2号被保険者の方が、受給間近の女性では、第3号被保険者がより興味を持っていると考えることができる。

また、50-59歳のサンプルの第1号被保険者期間の延べ月数は 57,458 月、未納期間の延べ月数は 5,014 月であり、未納期間の比率は 8.7% と極めて低くなっている。この比率には分母に免除期間等が含まれているため、いわゆる未納率よりは低い比率となるが⁶が、それを考慮しても明らかに未納率が低いこととなる。本調査の回答者の中で、加入期間（未納期間を除く）が 25 年に到達する見込みがなく、無

⁶ 仮に、全額免除や納付猶予の比率を 26.5%（平成20年度における第1号被保険者の実績）とすると、いわゆる未納率は、 $11.8\% (= 8.7\% \div (100\% - 26.5\%))$ となり、平成21年度の未納率の実績（40.0%）より明らかに低い。

年金が確実な者がわずか1件にとどまっていること⁷を考えると、低年金や無年金になると想定される者は、「ねんきん定期便」を保管していないケースが多いのではないかと推測される。

2.3. 年金加入種別と就業状態の関係

公的年金制度の加入種別は、基本的に就業状態や雇用形態等により分かれています。いわゆる正社員は第2号被保険者、正社員でない勤め人や自営業者は第1号被保険者になるのが一般的である。しかしながら、職場で「正社員」と呼ばれていても第2号被保険者となっていないケース、自営業主でも第2号被保険者となっているケースもある。そこで、一般的に理解されている雇用形態と公的年金の加入種別をクロス集計したものが表10である。

表 10 年金加入種別別・就業状態別 サンプル数（50～59歳、記録なしなどを除く）

	合計	第1号	第2号	第3号
合計	726	215	321	190
自営業主	71	57	7	7
家族従業	20	15	3	2
正社員	243	10	231	2
パート	93	26	19	48
派遣社員	7	3	3	1
契約社員	38	8	29	1
業務請負	9	6	1	2
日雇い	4	1	1	2
求職中	55	18	24	13
無業	186	71	3	112

(出所) 筆者集計

厚生年金に加入している会社、工場、商店などに常時雇用されている70歳未満の者は、厚生年金の被保険者（第2号被保険者）になると定められており、ほとんどの事業所（法人事業所と5人以上の従業員がいる個人事業所）は厚生年金の適用事業所となることから、正社員であれば第2号被保険者となることが一般的である。しかしながら、保険料負担を避けようとして制度に加入しない零細企業が増えている（いわゆる厚生年金の空洞化）ことなどから、今回の調査においても、第2号被保険者となっていないサンプルが少なからずみられた。一方、正社員でない場合でも、契約社員はかなりの割合で第2号被保険者となっており、パートでもかなりの人数が第2号被保険者となっている。自営業主についても、第2号被保険者となっているケースがある。したがって、非正規雇用・厚生年金の加入問題を検討する

⁷ 無年金が確実な者は、集計対象から除外した。

場合には、このような実態になっていることに十分留意する必要がある。

第3号被保険者は、第2号被保険者の被扶養配偶者であるが、無業・休職中は125人(65.8%)にとどまっており、およそ3分の1はパートなどで働いている。一方、第1号被保険者では、無業・休職中の者は89人(41.4%)と4割を超えている。第3号被保険者は、保険料を負担せずに満額の基礎年金が受給できる仕組みとなっているが、第1号被保険者は、保険料を完納した場合に初めて満額の基礎年金を受給できる仕組みである。所得が低い第1号被保険者には、保険料の免除制度や納付猶予制度が用意されているが、保険料の全額免除を受けた場合には高々2分の1の水準の基礎年金を受給できるのみである。納付猶予制度を受けた場合には、保険料を追納しない限り、老齢年金の算定対象とはならない。現役時代の保険料負担と老後の所得保障について、第1号被保険者と第3号被保険者の間で大きな格差があることに留意が必要である。

3. 1950年代生まれの所得格差と就業行動

3.1. 1950年代生まれのプロフィール

本調査では、働き始めてから現在の年齢に至るまでの年金の加入記録や納付記録、標準の報酬の記録のほか、人生における重要なライフイベントが調査されており、引退間近の50歳以上のサンプル(1950-59年度生まれ)では、現役時代の主要な記録がすべて含まれている。また、50歳以上では、引退までの期間が短く、老後所得のほとんどを占める老齢年金の見込額がかなり高い確度で推定できることから、生涯の収支が個人単位でわかることとなる。そこで、本章では、この1950年代生まれに絞って生涯の収支の分布などを分析することとする。

まず、表2でみたように、有配偶率は男子で79.5%、女子で81.4%である。未婚の者の比率、いわゆる生涯未婚率は、この世代では男子13.7%、女子7.5%となっている。平均結婚年齢は男子29.7歳、女子26.4歳で、夫婦の年齢差は、男子が+2.7年、女子が-3.1年で女子の方が若干大きい。

平均子ど�数は、未婚の者も含めた平均⁸で、男子が1.56人、女子が1.66人であり、この世代の平均子ど�数は、すでに大きく2を割り込んでいることになる。第1子をもうけた時の年齢は、男子が30.7歳、女子が27.6歳であり、結婚後平均して1年程度で子どもが生まれたことになる。また、調査時点の末子の平均年齢は、男子が21.5歳、女子が24.3歳であり、平均的には成人していることになる。したがって、子どもが結婚や就職によってそろそろ独立を始める時期であるが、子どもと同居している者は475人(58.1%)と6割近くに上っている。また、子どもと別居している者は169人(20.7%)、子ど

⁸ 未婚を除くと、男女とも1.79人である。

もがいない者は 173 人 (21.2%) となっている。

調査時点で親との同居している者は 183 人、同居率は 22.4% となっている⁹。このうち、有配偶者 (657 人) で親と同居している者は 129 人、同居率は 19.6% となっている。また、無配偶者 (160 人) で親と同居している者は 54 人、同居率は 33.8% となっており、無配偶者の方が親との同居率は高い。

有配偶者について親との同居状況をみると、結婚時から親と同居している者は 41 人 (6.2%)、結婚時は同居したがその後別居した者が 100 人 (15.2%)、結婚時は別居していたがその後同居した者が 88 人 (13.5%)、結婚時から現在まで別居している者が 414 人 (63.0%) であった。結婚後の同居の理由は、老親の健康不安 (23 人) や死別によって一人暮らしになったため (28 人) が多く、孫の面倒を見てもらうためというのは 6 人と少なくなっている。孫の面倒を見てもらうケースでは、結婚時から同居しているものと思われる。なお、その他の理由としては、二世代住宅の建築など、住居関連の理由が多くなっている。この世代の両親は 70 歳代から 80 歳代と想定されるので、老親の健康不安が高まってきている時期に当たるが、別居を続けている者も多い。

50 歳代は、まだ働き盛りであり、平均年収も高い。男子は、570.5 万円、女子は、116.5 万円となっている。この世代は、共働きがまだ少ない世代であり、男女差が大きくなっている。また、平均世帯年収は、男子が 706.0 万円、女子が 693.9 万円であり、かなり高い水準にある。一方、世帯の平均貯蓄は、男子が 929.1 万円、女子が 1009.7 万円となっている。これらの数字を見る限りにおいては、ゆとりがある生活というわけではないが、日々の生活に特に苦労しているということもないであろう。

第 2 号被保険者の将来の就業意欲については、男子は、正社員としては 61.0 歳まで、その後 65.8 歳まで働きたいと答えている。第 2 号被保険者の女子はサンプルが少ないが、やはり、男子と同程度の年齢まで働きたいと答えている。

最後に、65 歳以降の老齢年金の平均受給見込額¹⁰については、男子が 175.2 万円、女子が 93.2 万円となっている。この世代は専業主婦がまだ多い世代であり、男女の年金額の差は大きいが、昭和 60 年改正の基礎年金が導入によって女性の年金権が確立されたことにより、平均的には満額の基礎年金よりも高い水準の年金を受け取ることができる見込みとなっている。

3.2. 給付負担倍率の世代間格差

保険料の支払総額と給付の受給総額の比率で表される給付負担比率は、世代間格差の指標としてよく用いられている。厚生労働省（2009）は、昭和 15 年（1940 年）以降生まれについて、一定の前提を置き、厚生年金と国民年金の給付負担倍率を示している。厚生年金については、同年齢の夫婦で、夫は

⁹ 老親が子どもと同居している比率ではないが、1950 年代生まれの者の兄弟姉妹が 2 人程度とすると、この世代の親（70 歳代から 80 歳代）の子どもとの同居率とおおむね等しくなる。

¹⁰ 厚生年金基金による代行給付を含む。3.3 節において示す方法により推計した。

20歳から60歳まで厚生年金に加入し、妻はその間専業主婦であると仮定し、夫婦二人分の年金と夫の保険料に基づいて算定している。また、国民年金は、20歳から60歳まで国民年金第1号被保険者で保険料を納付すると仮定、保険料・年金額とも一人分として算定している。厚生年金については、現実的な仮定ではないが、世代間の格差の指標としては、比較可能である。

表11は、その給付負担倍率を世代別にみたものであるが、厚生年金では1945年生まれが4.7倍、1985年生まれが2.3倍となっており、一方、国民年金では1945年生まれが3.4倍、1985年生まれが2.3倍となっており、いずれも大きな格差があることがわかる。ただし、これは、各世代の平均的な給付負担倍率であり、世代内において、個々人ごとにみるとまた大きな格差が存在している。

表11 世代ごとの給付負担倍率

生年	厚生年金	国民年金
1945年	4.7 (3.9)	3.4
1955年	3.3 (3.1)	2.2
1965年	2.7 (2.7)	1.8
1975年	2.4 (2.4)	1.5
1985年	2.3 (2.3)	1.5

(注) 厚生年金のカッコ内の数値は、65歳以上の年金受給額に対する給付負担倍率である。

(出所) 厚生労働省(2009)『平成21年財政検証結果レポート』

3.3. 給付負担倍率の世代内格差

3.3.1. 生涯の保険料納付総額・年金受給総額の推計方法

ねんきん定期便では、保険料の総額と年金受給見込額が示されており、このデータを活用することによって、世代内の給付負担倍率の格差を見ることが可能になる。厚生労働省の仮定計算で用いられたような、厚生年金のモデルに該当する加入履歴等を持つ夫婦はほぼ皆無であり、国民年金のモデルについても、現実的には極めて少数である。そこで、本節では、1950年代生まれについて、現実の加入履歴に基づき、個人単位で、給付負担倍率の分布をみるととした。

年金制度は、現役時代に保険料を拠出し、老後年金を受給する仕組みであることから、保険料拠出と年金受給のタイミングで大きな時点差がある。このような大きな時点差がある場合は、長期金利を用いて、保険料の元利合計と年金受給額の割引現価を比較することが一般的であるが、厚生労働省では、長期金利の代わりに、賃金上昇率¹¹を割引率として用いている。これは、世代間扶養を基本的な考え方とし

¹¹ 正確には、標準報酬の再評価率（2009年度の賃金指数を1とした場合における各年度の賃金指数に相当）を用いて計算されている。

て運営している公的年金制度では、賃金の一定割合の保険料拠出を求め、給付額も賃金水準の上昇を反映することが基本的な仕組みとなっており、世代別に給付と負担を比較するにあたっては、このような公的年金の基本的な仕組みの考え方方に沿って、賃金上昇率を割引率として用いた方が望ましいとされているからである。そこで、厚生労働省と同様に、賃金上昇率を長期金利とみなし、給付負担倍率の算定を試みた。

ただし、本調査では、①各年度の4月のみの加入記録・納付状況・標準報酬が調査していること、②第2号被保険者のボーナスが調査されていないこと、③厚生年金基金による代行給付と免除保険料が調査されていないこと、④年金受給見込額は、調査時点の加入区分・納付状況・標準報酬のまま60歳まで継続加入した場合の額が計算されていること、⑤保険料納付見込額は調査時点までの納付総額であることなど、正確に算定するためには様々な制約条件がある。本試算では、60歳まで調査時点の加入区分・保険料納付状況・標準報酬で、継続加入するという前提とし、年金給付については65歳以降の給付のみを算定対象として、以下の方法により推計を行った。

(1) 国民年金保険料

まず、各年度 4 月の加入・納付記録が当該年度において変わらなかったとして、2010 年 3 月末までの保険料納付総額（名目額）の推計値（A1、(1)式）と厚生年金の標準報酬の再評価率（賃金上昇率に相当）で調整した 2010 年 3 月末時点の価格（A2、(2)式）を算定する。

ただし、

$NP_s(t)$: t 年度の国民年金保険料（月額、納付状況 s ）

$MP(t)$: t 年度の厚生年金の標準報酬の再評価率再評価率

$s(t)$: t年4月の国民年金保険料の納付状況（納付、未納、免除、納付猶予等）

次に、ねんきん定期便に記載された保険料納付総額と(1)式によって得られた保険料納付総額の推計値の比を(2)式に乗することにより、国民年金保険料納付総額の 2010 年 3 月末現在の価格 (43、(3)式) を算定する。

ただし、

C_NP : 調査時点までの国民年金保険料納付総額（ねんきん定期便の記載事項）

60歳までの国民年金保険料の納付見込額（44）は、調査時点において国民年金第1号被保険者の者について、(4)式により、60歳までの納付見込額を算定する。なお、国民年金保険料は、基本的に賃金上昇に応じて引き上げられることから、この合計額を2010年3月末時点の価格とみなした。

この結果、国民年金に加入してから 60 歳までの国民年金保険料の納付見込額の 2010 年 3 月末時点の価格 PV_{NP} は、(5)式により得られることとなる。

(2) 厚生年金保険料

まず、各年度 4 月の標準報酬が当該年度において変わらなかったとして、2010 年 3 月末までの保険料納付総額の 2010 年 3 月末時点の価格（B2、(6)式）を算定する。総報酬制が導入された 2003 年度以降のボーナスは、標準報酬総額の 30% とみなしした。

ただし、

$PR(t)$: t 年 4 月の標準報酬

$EPI(t)$: t 年度の厚生年金の保険料率 (男女別)

$MP(t)$: t 年度の厚生年金の標準報酬の再評価率再評価率

次に、ねんきん定期便に記載された厚生年金の加入期間（第2号被保険者の月数）と厚生年金の標準報酬の記録数の12倍の比を(6)式に乗することにより、厚生年金保険料納付総額の2010年3月末現在の価格（B3、(7)式）を算定する。ねんきん定期便では、厚生年金基金加入期間中の免除保険料相当額が厚生年金保険料納付総額に含まれていないが、この補正により、免除保険料相当額を含んだ納付総額が算定される。

$$B3 = B2 \times \frac{D - EPI}{N \cdot EPI \times 12} \quad \dots \dots \dots \quad (7)$$

ただし、

D EPI : 調査時点までの第2号被保険者としての加入月数（ねんきん定期便の記載事項）

N_EPI : 調査時点までの厚生年金の標準報酬の記録数

60歳までの厚生年金保険料の納付見込額（B4）は、調査時点において国民年金第2号被保険者の者について、(8)式により、60歳までの納付見込額を算定する。なお、厚生年金保険料は、基本的に賃金上昇に応じて上昇することから、この合計額を2010年3月末時点の価格とみなした。

$$B4 = \sum PR(2009) \times 1.3 \times EPI(t) \times 12 \quad \dots \dots \dots \quad (8)$$

この結果、厚生年金に加入してから 60 歳までの厚生年金保険料の納付見込額の 2010 年 3 月末時点の価格 PV_{EPI} は、(9)式により得られることとなる。

(3) 生涯の保険料の納付見込額の 2010 年 3 月末時点の価格

公的年金に、調査時点の加入区分により 60 歳まで継続加入するものとすると、生涯の保険料の納付見込額の 2010 年 3 月末時点の価格 (*premium*) は、国民年金保険料と厚生年金保険料の合計であり、(10) 式により、得られることとなる。

(4) 基礎年金の受給見込額

基礎年金の65歳からの受給見込額は、原則として、ねんきん定期便の記載内容をそのまま用いたが、調査時点までに25年の保険料納付済期間等を満たしていない場合は、受給見込額が記載されていないため、60歳まで公的年金に加入するとみなして算定した年金額を用いた。なお、振替加算¹²は、配偶者の加給年金額の対象者かどうかが判別できることから、考慮していない。具体的には、(11)式により基礎年金額(BP)を算定した。

$$BP = 792,100 \times \frac{\sum_{t < 2010} NM(s(t)) + \sum_{t \geq 2010} NM(s(2009))}{40} + 2,400 \times NF \quad \dots \dots \dots (11)$$

ただし、

NM(s) : 保険料の納付状況 (*s*) に応じた給付倍率。全額免除は 8 分の 4 (2008 年度分までは 6 分の 1)、4 分の 3 免除は 8 分の 5 (同 6 分の 3)、半額免除は 8 分の 6 (同 6 分の 4)、4 分の 1 免除は 8 分の 7 (同 6 分の 5)。

NF：付加保険料の納付済年数（60歳までの納付見込みを含む）

(5) 厚生年金の報酬比例部分の受給見込額（65歳以降）

ねんきん定期便に記載されている厚生年金の報酬比例部分の受給見込額は、厚生年金基金の代行部分が含まれていないため、そのまま用いることはできない。そこで、基礎年金の受給見込額の推計と同様に、2009年4月現在で厚生年金の加入者については60歳まで厚生年金に加入するとみなし、2009度以前の加入履歴・標準報酬履歴を基礎として受給見込額（ER、（12）式）を算定した。ただし、経過的計算額¹³は、後述するように、ねんきん定期便に記載されている額をそのまま利用した。

¹² 配偶者が受けている老齢厚生年金などに加算されている加給年金額の対象者になっている者が65歳到達すると、加給年金額が打ち切られるが、その代わりに、老齢基礎年金の額が加算される。これを振替加算という。年齢に応じて縮小されており、昭和41（1966）年度生まれ以降は加算されない。

¹³ 特別支給の老齢厚生年金を受けている者が65歳から受ける老齢基礎年金は、特別支給の老齢厚生年金の定額部分に代えて受けることになるが、当面は、定額部分の方が老齢基礎年金よりも高額になるため、その差額分を補うために、経過的加算額が支給される。なお、これは、厚生年金基金の代行部分には含まれない。

$$ER = \left(\sum_{t<2010} PR(t) \times MP(t) \times \frac{D_EPI}{N_EPI \times 12} + \sum_{t>=2010} PR(2009) \times MP(t) \right) \times 1.3 \times 12 \\ \times \frac{7.5}{1000} \times 1.031 \times 0.985 \quad \dots \dots \dots \quad (12)$$

(6) 生涯（65歳以上）の年金の受給見込額の2010年3月末時点の価格

65歳から受給する公的年金の受給見込額は、基礎年金、報酬比例部分及び経過的加算額を加えたものである。生涯の受給見込額の2010年3月末時点の価格は、賃金上昇率を用いて割り引くことになるが、公的年金は、受給開始までは原則として賃金スライド、受給開始後は物価スライドされることから、受給開始後についてのみ、平成21年財政検証の経済前提における賃金上昇率と物価上昇率の差1.5%で割り引くこととした。受給期間は、男子は83.4歳まで、女子は88.9歳までとした。また、マクロ経済スライドにより、年金額が実質的に削減されるが、この削減率については平均して15%の効果があるものとした。具体的には、(13)式により、生涯（65歳以上）の年金の受給見込額の2010年3月末時点価格（benefit）を算定した。

$$benefit = (NP + ER + ADD) \times \frac{1 - \nu^n}{1 - \nu} \times 0.85 \quad \dots \dots \dots \quad (13)$$

ただし、

ADD ：経過的加算額（ねんきん定期便の記載事項）

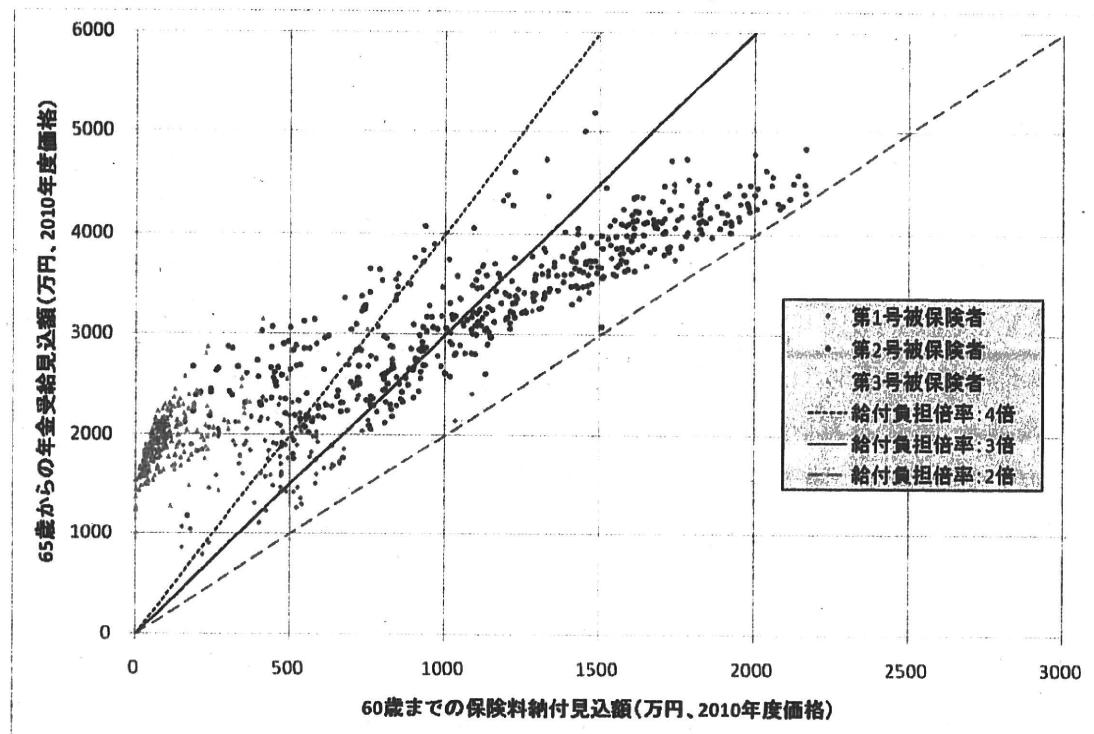
ν ：割引率 = $(1 - 0.015)^{-1}$

n ：公的年金の受給年数（男子18.4年、女子23.9年）

3.3.2. 給付負担倍率の世代内格差

図1は、生涯の保険料の納付見込額と年金の受給見込額（2010年度価格）の散布図である。図中、右上がりの直線は、それぞれ、給付負担倍率が2倍、3倍、4倍に対応するものである。また、現役時代の加入区分について、最も長い区別に、四角、丸、三角のマーカーに分けてプロットしている。加入種別によって、保険料納付総額や年金受給総額あるいは給付負担倍率に大きな差があることが観察される。

図 1 保険料納付総額と年金受給総額（2010 年度価格）（1950 年代生まれ）



(出所) 筆者集計

第 2 号被保険者期間が最も長い者については、幅広く分布しているが、おおむね二つのラインに分かれている。上側のラインで比較的金額の低い部分に集中しているグループは年金受給期間の長い女子であり、下側のラインは、主に男子である。この男子のグループは、給付負担倍率が 2 倍と 3 倍の間に集中している。一方、女子のグループは、年金受給総額は少ないが、給付負担倍率では大半が 4 倍以上の部分に位置している。

第 3 号被保険者期間の最も長い者については、保険料納付総額は非常に低い水準に集中しており、年金受給総額は 2 千万円を若干下回るところに集中している。第 3 号被保険者は保険料負担なしで満額の基礎年金を受給できるが、保険料納付総額がゼロの者は多くはない。これは、結婚前に会社勤めをしていた者や結婚して専業主婦になった時に国民年金に任意加入していたことなどがその理由として考えられる。第 3 号被保険者制度が導入されたのは 1986 年度（これらの世代は 30 歳前後）であり、それ以前は、自分自身の年金を受給するためには、国民年金に任意加入して保険料を支払う必要があったからである。

第 1 号被保険者期間が最も長い者については、グラフの左下に集中しており、保険料納付総額・年金受給総額のいずれも第 2 号被保険者のグループに比べて少なくなっている。また、給付負担倍率は、2 倍から 4 倍超まで幅広く分布しているが、これは、免除期間のある者や第 1 号被保険者であった時期が異なることによるものと考えられる。免除期間がない者は給付負担倍率が低く、免除期間のある者は、

第3号被保険者と同様に給付負担倍率は高くなっている。ただし、第1号被保険者は第3号被保険者と違つて、保険料を納付しない限り満額の基礎年金を受給することができないため、第3号被保険者より保険料納付総額が多いにもかかわらず、年金額受給総額が少なくなっている。

3.4. 民間企業の正社員（第2号被保険者）の所得格差

民間企業の正社員として就業してきた者については、第2号被保険者としてその給与所得が標準報酬としてすべて記録されている。一般に、これらの者は、給与所得以外の所得は少ないことから、本調査の標準報酬の記録と年金受給見込額を集計することによって、生涯の稼働所得と引退後の所得がおおよそ把握できることになる。そこで、本節では、集計対象をもっぱら第2号被保険者であった者（ここでは、第2号被保険者の加入期間が25年以上の者）に絞ることによって、サラリーマンの生涯の所得を分析することとする。ただし、本調査では、標準報酬の上限を超える者¹⁴については、結果的にトップコーディングになっていること、ボーナスが調査されていないため、この標準報酬の総額の30%をボーナスとみなしていることなどに留意が必要である。

第2号被保険者としての加入期間が25年を超える者は、男子が430人中322人（74.9%）、女子が387人中36人（9.3%）であり、男子ではおおむね4人のうち3人がもっぱら正社員であったということになる。これに対して、女子は1割にも満たない状況となっている。この世代では、男子は、終身雇用の下で長期にわたって正社員を継続している一方、いわゆる男女雇用機会均等法以前の世代であり、女子が長期にわたり会社勤務を続けることが容易ではなかつたことなどが影響していると考えられる。

まず、各年の標準報酬について、厚生年金の算定のための標準報酬の再評価率を用い、平成16年度価格に補正した上で、年齢別の中央値¹⁵を男女別に図示したものが図2である。年功賃金が明確に現れており、男女とも45歳くらいまでは上昇しているが、それ以上の年齢では男子は頭打ち、女子は低下している。女子は、長期勤続しても賃金が伸びないことを示している。また、男女の格差は、20歳代前半まではわずかであるが、その後徐々に拡大し、50歳代では女子は男子のおおむね2分の1程度となっている。

¹⁴ 標準報酬の上限は、62万円であり、これをボーナスを含んだ年収に換算すると、967万2千円である。標準報酬の上限を超える者は、おおむね10%程度である。

¹⁵ 標準報酬に上限があり、高年齢になるほど上限を超える者の比率が大きくなるため、中央値を用いた。なお、上限があるために、一般的な所得分布と異なり、高年齢では、中央値の方が平均値よりも高くなっている。